

## 令和5年第1回（2月）広域静苑組合議会定例会

### 議事日程（第1号）

令和5年2月2日（木）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 議案第1号 広域静苑組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第2号 広域静苑組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第3号 広域静苑組合管理者、副管理者の報酬等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第4号 広域静苑組合個人情報の保護に関する法律施行条例
- 日程第 9 議案第5号 令和4年度広域静苑組合一般会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第6号 令和5年度広域静苑組合一般会計予算
- 日程第11 議案第7号 広域静苑組合監査委員の選任について
- 日程第12 議員提出議案第1号 広域静苑組合議会の個人情報の保護に関する条例
- 日程第13 一般質問

出席議員（18名）

1番	関根清隆	議員	2番	石井計次	議員	
3番	小川唯一	議員	5番	岩田眞一	議員	
6番	宮島サイ子	議員	7番	池田かつ子	議員	
8番	山中基充	議員	9番	石塚節子	議員	
10番	近藤英基	議員	11番	杉田恭之	議員	
12番	高橋達夫	議員	13番	荒木かおる	議員	
15番	澤田	巖	16番	下田泰章	議員	
17番	森田文明	議員	18番	飯田	恵	議員
19番	新井文雄	議員	20番	古内秀宣	議員	

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

管理者	新井康之	君	副管理者	齊藤芳久	君
副管理者	井上健次	君	副管理者	小峰孝雄	君
副管理者	石川清	君	会計 管理 者	長島伸子	君
事務局長	福島勲	君			

---

本会議に職務のため出席した者の職氏名

書記	石川誠二	書記	新井貴美彦
----	------	----	-------

---

◎開会及び開議の宣告

- 議長（池田かつ子議員） ただいまの出席議員数は18人です。  
定足数に達していますので、令和5年第1回広域静苑組合議会定例会を開会いたします。  
直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

---

◎議事日程の報告

- 議長（池田かつ子議員） 本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程第1号のとおりです。

---

◎会議録署名議員の指名

- 議長（池田かつ子議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第77条の規定により議長において

6番 宮島 サイ子 君

8番 山中 基充 君

9番 石塚 節子 君

を指名いたします。

---

◎会期の決定

- 議長（池田かつ子議員） 日程第2、会期の決定をお諮りします。

今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（池田かつ子議員） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定しました。

---

◎諸般の報告

- 議長（池田かつ子議員） 日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に説明員として出席通知のありました者の職氏名の一覧を事前に配付しておきましたので、ご了承承願います。

次に、監査委員より令和4年7月分から令和4年12月分までの例月出納検査結果の報告があり、事務局に保管してありますので、ご了承承願います。

最後に、管理者から議案7件の提出がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

---

◎行政報告

- 議長（池田かつ子議員） 日程第4、行政報告を行います。

管理者から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

新井管理者。

〔管理者 新井康之君登壇〕

○管理者（新井康之君） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、ご挨拶と行政報告を申し上げます。

本日、令和5年第1回広域静苑組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様方におかれましては、ご多用のところご健勝にてご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、今年は統一地方選挙の年であります。4月に任期満了を迎える鶴ヶ島市、毛呂山町、鳩山町選出の議員の皆様には、本組合の運営等に対しましてご支援とご協力をいただきましたことを、この場をお借りいたしまして御礼を申し上げます。

それでは、行政報告に移ります。令和4年度の火葬状況について報告いたします。4月から12月までの9か月間で、越生町114件、毛呂山町314件、鶴ヶ島市496件、鳩山町138件、坂戸市720件、構成外145件、合計1,927件でございます。去年同期と比較いたしますと、97件の増加となっております。

なお、本定例会に提案申し上げます案件は、条例制定・改正4件、補正予算1件、当初予算1件、同意1件の合計7件でございます。何とぞ慎重ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

以上で行政報告とさせていただきます。

○議長（池田かつ子議員） これで行政報告は終わりました。

お諮りします。本定例会の議案は前もって送付してありますので、朗読は省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田かつ子議員） 異議なしと認めます。

よって、議案の朗読は省略することに決定しました。

---

### ◎議案第1号 広域静苑組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

○議長（池田かつ子議員） 日程第5、議案第1号 広域静苑組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

新井管理者。

〔管理者 新井康之君登壇〕

○管理者（新井康之君） 議案第1号 広域静苑組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

地方公務員法の一部改正により、短時間勤務の職に係る地方公務員法の引用条項を整備するとともに、その他の規定について、文言の整理を行うものでございます。

施行日は、令和5年4月1日でございます。

何とぞ慎重ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（池田かつ子議員） これから本案の質疑を行います。質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田かつ子議員） 質疑なしと認めます。

これから議案第1号の討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田かつ子議員） 討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（池田かつ子議員） 賛成全員です。

したがいまして、議案第1号 広域静苑組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決いたしました。

---

◎議案第2号 広域静苑組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議案第3号 広域静苑組合管理者、副管理者の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（池田かつ子議員） 日程第6、議案第2号 広域静苑組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、日程第7、議案第3号 広域静苑組合管理者、副管理者の報酬等に関する条例の一部を改正する条例についてを一括して議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

新井管理者。

〔管理者 新井康之君登壇〕

○管理者（新井康之君） 議案第2号 広域静苑組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例及び議案第3号 広域静苑組合管理者、副管理者の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の2議案について、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

令和4年度人事院勧告及び埼玉県人事委員会勧告を踏まえ、改正された組合職員の給与との均衡を図るため、議会議員、管理者及び副管理者の期末手当の支給月数を引き上げるものでございます。

第1条では、年間支給月数を0.10月分引き上げ4.40月分とし、令和4年12月期は2.25月分とし、改正前の支給分は内払いとします。

第2条では、令和5年以降の6月、12月期の支給割合を2.20月分ずつ均等に割り振るものでございます。

施行日は、第1条が公布の日からとし、令和4年12月1日から適用し、第2条が令和5年4月1日でございます。

何とぞ慎重ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（池田かつ子議員） これから2議案の一括質疑を行います。質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田かつ子議員） 質疑なしと認めます。

これから議案第2号の討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田かつ子議員） 討論なしと認めます。

これから議案第2号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（池田かつ子議員） 賛成全員です。

したがって、議案第2号 広域静苑組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決いたしました。

これから議案第3号の討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田かつ子議員） 討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（池田かつ子議員） 賛成全員です。

したがって、議案第3号 広域静苑組合管理者、副管理者の報酬等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決いたしました。

---

#### ◎議案第4号 広域静苑組合個人情報の保護に関する法律施行条例

○議長（池田かつ子議員） 日程第8、議案第4号 広域静苑組合個人情報の保護に関する法律施行条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

新井管理者。

〔管理者 新井康之君登壇〕

○管理者（新井康之君） 議案第4号 広域静苑組合個人情報の保護に関する法律施行条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

令和5年4月1日より、地方公共団体の機関における個人情報等の取扱いについては、改正される個人情報の保護に関する法律の規定が適用されます。この改正により、個人情報等の取扱いについて全国的な共通ルールが規定されます。この趣旨を踏まえ、既存の広域静苑組合個人情報保護条例は廃止とし、新たに広域静苑組合個人情報の保護に関する法律施行条例を制定し、必要な事項を定めるものでございます。

初めに、条例に定めることが法律により必要な事項として、開示請求における手数料や費用負担がございます。現行の制度を維持するため、手数料は無料とし、写しの交付に要する費用は実費負担といたします。

次に、条例に定めることが法律上容認されている事項がございます。こちらは、現行の制度を継続する

ために、個人情報取扱事務の届出、開示決定等の期限、運用状況の公表等を定めるものでございます。

施行日は、令和5年4月1日でございます。

何とぞ慎重ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（池田かつ子議員） これから本案の質疑を行います。質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田かつ子議員） 質疑なしと認めます。

これから議案第4号の討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田かつ子議員） 討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（池田かつ子議員） 賛成全員です。

したがって、議案第4号 広域静苑組合個人情報の保護に関する法律施行条例については、原案のとおり可決いたしました。

---

#### ◎議案第5号 令和4年度広域静苑組合一般会計補正予算（第1号）

○議長（池田かつ子議員） 日程第9、議案第5号 令和4年度広域静苑組合一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

新井管理者。

〔管理者 新井康之君登壇〕

○管理者（新井康之君） 議案第5号 令和4年度広域静苑組合一般会計補正予算（第1号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ502万8,000円を増額し、総額を2億2,126万4,000円とするものでございます。主な内容は、前年度繰越金の確定に伴い繰越金を増額するほか、電気料金の高騰が続き当初予算では不足するため、光熱水費を増額するものでございます。

何とぞ慎重ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（池田かつ子議員） これから本案の質疑を行います。質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田かつ子議員） 質疑なしと認めます。

これから議案第5号の討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田かつ子議員） 討論なしと認めます。

これから議案第5号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（池田かつ子議員） 賛成全員です。

したがいまして、議案第5号 令和4年度広域静苑組合一般会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決いたしました。

---

◎議案第6号 令和5年度広域静苑組合一般会計予算

○議長（池田かつ子議員） 日程第10、議案第6号 令和5年度広域静苑組合一般会計予算についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

新井管理者。

[管理者 新井康之君登壇]

○管理者（新井康之君） 議案第6号 令和5年度広域静苑組合一般会計予算について、提案理由のご説明を申し上げます。

歳入歳出の予算総額は2億2,819万8,000円とするもので、前年度と比較すると1,196万2,000円の増額でございます。

歳入では、火葬件数の増加により使用料を増額し、構成市町の運営費負担金も増額するものでございます。

歳出では、ガス及び電気料金の高騰により、衛生費の燃料費と光熱水費が大幅な増額となります。工事請負費では、令和4年度に実施しました火葬炉設備点検並びに保守監理結果により、令和4年度に先送りした火葬炉修繕工事を実施いたします。

何とぞ慎重ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（池田かつ子議員） これから本案の質疑を行います。質疑ありますか。

8番、山中基充君、起立してお願いします。

○8番（山中基充議員） 8番、山中基充です。議案第6号 令和5年度広域静苑組合一般会計予算について、2点質疑をさせていただきます。

予算書の12ページ、衛生費のうちの10節需用費と、あと14節工事請負費についてお伺いいたします。まず、1つ目の需用費として、ただいま補正予算でも出てまいりましたけれども、昨今のエネルギー事情の状況によって、ガスであったり電気であったりということが高騰しております。それに対して今回予算をすること自体は、かなり難しかったのかなと思いますけれども、その積算根拠をお示しいただきたいと思っております。特に、新電力会社の契約が令和5年3月で終了して東京電力に替わると。それだけでも多分値段的には上がってきて、さらにその上で今後の需要も見込まれるということでもありますので、電力料金、LPガスの料金等どのような形で積算したのか、お示しをいただきたいと思っております。

もう一点に関しましては、今回新たに工事請負費が創設されましたけれども、その詳細、今後のそういった保守点検や、その保全についての方針についてお伺いしたいと思います。まず初めに、需用費の積算根拠についてお示しをいただきたいと思っております。

○議長（池田かつ子議員） 福島事務局長。

〔事務局長 福島 勲君登壇〕

○事務局長（福島 勲君） それでは、ただいまの質疑につきましてご回答申し上げます。

まず、需用費の関係でございます。電気、ガスの高騰ということで、今回合わせて約1,000万円ぐらいの予算が増額になりました。大体負担金分相当分でございます。負担金が増額する部分でございます。電気につきましては、先ほどご説明申し上げた形でございますが、新電力会社で今契約を結ばれておりまして、東電よりも大体2割から3割安い価格で執行されている状況でございます。来年度以降なのですが、その業者とはもう更新ができない旨のお話がありましたので、東京電力に切り替える形になります。その申込みがありましたので、手を挙げて今申込みをし、来年度の料金については、まだ、今月以降になるのですが、料金プランが示される状況でございます。その中での今回の予算の見積りでございました。今までもよりも東電ベースに戻すと、まずプラス2割から3割、そしてその金額に対して、今回はさらに2割、3割の数字を掛け合わせた数字で電気の部分については積算したところでございます。

ガスのほうにつきましては、今年の令和4年度分の最高値の額、先ほど全協でお示ししましたが、300円台の数字を基にして今後の火葬件数、大体100件ぐらい増件数、増える見込みを含めての積算という内容となっております。

そして、2点目の工事の関係でございます。今後の改修計画、方針的なものでございますが、今回、来年度の工事については、本来では当初の予定では令和4年度実施予定でございましたが、火葬炉内の状況が非常に良かったものですから、1年先送りできた状況でございます。今後も同じようなスパンでやる予定でございます。今の予定ですと、来年度の予定の工事は令和9年度。もう一つ、再来年度の話を見せていただきますと、今年やる予定のものがもう1個ありました。というのは、火葬炉内の台車の部分でございます。これが今年の総合点検によって、まだ使えるという状況でございましたので、これが令和6年度、7年度にやる予定かなと。直近の予定では、そのようなものが予定されている状況でございます。今後も火葬炉メーカーとの総合点検、これが年1回行われまして、その結果を見ながら次年度の修繕工事の予算を見込んでいくような形を考えております。直近では、そのような状況でございます。

以上でございます。

○議長（池田かつ子議員） 8番、山中基充君。

○8番（山中基充議員） 再質疑をさせていただきます。

需用費に関しましてはおおむね理解をいたします。今回に関しましても見積り等、今後の推移を見越して補正予算で補正をするという形になりましたけれども、今後もそういった状況が生じるのをある意味前提ということで、今回積算されたということによろしいのかということを確認をさせていただきたいと思っております。

もう一点、修繕に関してなのですが、あと炉に関してと、また台車に関してということで、今後本来ですと5年ぐらいを予定したものを、状況を見て少し延ばしたということでご説明をいただいたのですが、こういった施設整備に関しましては、例えば定期的に本当に問題は出ていないけれども、早めに修繕したほうが、長い目で見れば維持管理について、要は使えないような事態が生じないということもあって、適切ではないかという考えもあるのですけれども、基本的には当組合におきましては、基本的には壊れたり、その兆候が見えたら修繕をするという方向だということを確認をさせていただきたいと思っております。

○議長（池田かつ子議員） 福島事務局長。

〔事務局長 福島 勲君登壇〕

○事務局長（福島 勲君） それでは、お答え申し上げます。

山中議員さん、今お話あったとおり、やはり早めの対処という形でこちらも考えております。火葬炉の検査を毎年1回総合点検というのを行ってございまして、その結果をもって2年、3年先のことを踏まえながらやっていきたいという考えでございます。業者ともいろいろその辺も早めに対応しないと、火葬炉でございますので、毎日使わなくてははいけない。それで、止めることもできないものでございますので、早めの対処を念頭に今後も考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（池田かつ子議員） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田かつ子議員） 質疑なしと認めます。

これから議案第6号の討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田かつ子議員） 討論なしと認めます。

これから議案第6号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（池田かつ子議員） 賛成全員です。

したがって、議案第6号 令和5年度広域静苑組合一般会計予算については、原案のとおり可決いたしました。

---

### ◎議案第7号 広域静苑組合監査委員の選任について

○議長（池田かつ子議員） 日程第11、議案第7号 広域静苑組合監査委員の選任についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

新井管理者。

〔管理者 新井康之君登壇〕

○管理者（新井康之君） 議案第7号 広域静苑組合監査委員の選任について、提案理由のご説明を申し上げます。

監査委員小川美鶴氏の任期が令和5年2月19日で満了となるため、後任として酒本春雄氏を選任することについて同意を得たいので、この案を提出するものでございます。

なお、任期は4年でございます。

何とぞ慎重ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（池田かつ子議員） これから本件の質疑を行います。質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田かつ子議員） 質疑なしと認めます。

これから議案第7号の討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田かつ子議員） 討論なしと認めます。

これから議案第7号を採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（池田かつ子議員） 賛成全員です。

したがって、議案第7号 広域静苑組合監査委員の選任については、原案のとおり同意いたしました。

---

◎議員提出議案第1号 広域静苑組合議会の個人情報の保護に関する条例

○議長（池田かつ子議員） 日程第12、議員提出議案第1号 広域静苑組合議会の個人情報の保護に関する条例についてを議題といたします。

本案について提出者から提案理由の説明を求めます。

8番、山中基充君。

〔8番 山中基充議員登壇〕

○8番（山中基充議員） 議員提出議案第1号 広域静苑組合議会の個人情報の保護に関する条例について、提案の理由を申し上げます。

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、令和5年4月1日から個人情報保護制度の法体系が変わります。現在、本組合議会が保有する個人情報については、広域静苑組合個人情報保護条例で保護しております。今後、法体系が変更されますと、地方自治体の執行機関には、改正法の規定が直接適用されることとなりますが、地方公共団体の議会は国会や裁判所が三権分立の観点から、法による個人情報の取扱いに係る規律の対象になっていないことの整合を図るため、法改正の適用対象外となります。

このため、組合議会における個人情報の適切な取扱いに関し、必要な事項を定めるとともに、組合議会が保有する個人情報の開示等を求める個人の権利を明らかにすることにより、組合議会の事務の適正かつ円滑な運営を図り、個人の権利利益を保護するため、この案を提出するものです。

何とぞ慎重ご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（池田かつ子議員） これから本案の質疑を行います。質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田かつ子議員） 質疑なしと認めます。

これから議員提出議案第1号の討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田かつ子議員） 討論なしと認めます。

これから議員提出議案第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（池田かつ子議員） 賛成全員です。

したがって、議員提出議案第1号 広域静苑組合議会の個人情報の保護に関する条例については、原案のとおり可決いたしました。

---

◎一般質問

○議長（池田かつ子議員） 日程第13、一般質問を行います。

5番、岩田眞一君。

〔5番 岩田眞一議員登壇〕

○5番（岩田眞一議員） 議席番号5番、岩田眞一です。通告に従いまして質問させていただきます。

質問件名1、斎場における行政サービス改善。質問の要旨、(1)、越生斎場におけます行政サービス改善の取組について伺います。よりよいサービスを提供するため、遺族、会葬者、出入りする葬祭業者などから意見を聞くことは大事です。会葬者からご意見等をいただけるような意見箱の設置や、出入りする葬祭業者とのヒアリング、意見交換について現状どのようになっていますか、伺います。

(2)、利用者、葬祭業者からの要望の有無を伺います。現在、越生斎場で受けていることは何かありますか。

以上2点、よろしくをお願いします。

○議長（池田かつ子議員） 福島事務局長。

〔事務局長 福島 勲君登壇〕

○事務局長（福島 勲君） 岩田議員さんの質問件名1、斎場における行政サービス改善についてお答えいたします。

初めに、質問の要旨(1)のうち、ご意見箱の設置につきましては、ご遺族や会葬者の方々は斎場にとどまる時間が約1時間であり、大切な方とお別れの場での心情を察するに、ご意見を記入する余裕がない状況であると存じます。ご意見やご要望がある場合は、ホームページには越生斎場への連絡先として、住所、電話番号のほかにメールアドレスを掲載しており、後日様々な方法でご連絡をいただける環境が整っております。また、近隣の斎場にも設置の状況を確認しましたが、設置していない、または設置しても利用率が非常に低いとの状況でございます。このような理由から、ご意見箱の設置に至っていない状況でございます。

次に、葬祭業者とのヒアリングや意見交換につきましては、火葬業務の委託業者が1階受付窓口や2階売店で随時対応しております。葬祭業者に対しては、委託業者から積極的な声かけを行っており、常に話しやすい環境づくりを醸成しております。さらに、改善すべき意見や要望には速やかに対応しており、一例として会葬者に対する放送の方法についてご意見をいただき、放送内容を分かりやすく見直した例などがございます。

次に、質問の要旨(2)につきましては、改善すべき意見や要望には速やかに対応していることから、現在利用者、葬祭業者からの懸案となっている意見、ご要望はございません。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（池田かつ子議員） 岩田真一君。

○5番（岩田真一議員） 再質問させていただきます。

こちらの回答の中に、ホームページ上に電話番号のほかにメールアドレスを記載しておることなのですが、そこでは質問を受け付けるというような状態になっているのかどうかを確認したかったのですが。

○議長（池田かつ子議員） 福島事務局長。

〔事務局長 福島 勲君登壇〕

○事務局長（福島 勲君） ただいまのご質問にお答えいたします。

メールアドレスをホームページ上に掲載されております。やはりいろいろな方からのご意見が承れる形での対応ということでの掲載となっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（池田かつ子議員） 岩田真一君。

○5番（岩田真一議員） その点なのですが、よくあるのは、ご質問はとかいうことでメールアドレスのところに書いてあるのが多いと思うのですけれども、そこまでは書いてなくて、メールアドレスと電話があるということなのでしょうか。

○議長（池田かつ子議員） 福島事務局長。

〔事務局長 福島 勲君登壇〕

○事務局長（福島 勲君） お答え申し上げます。

特に利用者からのご質問というわけではなく、幅広くという対応の下でのメールアドレスを表記されているものでございます。

以上でございます。

○議長（池田かつ子議員） 岩田真一君。

○5番（岩田真一議員） すみません。ならば、業者さん向けということではないのですが、やっぱり行政サービスとしてよくある、質問がある場合はというのは書いていただいたほうがいいのではないかと思います。これはご回答要りませんので。

それと、もう一つ、私のほうの町内の葬祭業者さんに聞いたところでは、予約システムについて私前ちょっと聞いたのですが、斎場さんのほうでは特にやらないということなのですが、一番やっぱり強い……

○議長（池田かつ子議員） 岩田真一君にお聞きしますけれども、予約に関しての質問ではなかったですよ

ね。

○5番（岩田真一議員） はい。ここではちょっと……

○議長（池田かつ子議員） 質問にないことは差し控えてください。

○5番（岩田真一議員） 分かりました。すみません。そこはここには書いていないものですから、そういうのはあるのかということだけを聞いたかったのですが、特には書いてありませんので、そういうものはないということの理解でいいのかどうかを聞いたかったのですが、分かりました。

○議長（池田かつ子議員） 1番目の質問でいいですか。1つ目の回答でいいですか。

○5番（岩田真一議員） はい。

○議長（池田かつ子議員） 予約システムの前の質問ですよ。

○5番（岩田眞一議員） それは、だから予約システムは、多分今までになかったということだということを確認したかったのですが、それもないということだったということですねということの確認なのですが。

○議長（池田かつ子議員） 端的にもう一回、1つ目の質問をお願いします。

○5番（岩田眞一議員） 要は業者さんからの質問として、予約システム等のシステムの要求というのはなかったということの確認したかったのですが、それもなかったということの理解でいいのですかということ。

○議長（池田かつ子議員） 福島事務局長。

〔事務局長 福島 勲君登壇〕

○事務局長（福島 勲君） お答え申し上げます。

私が今着任して3年目になりますが、特に業者さんから予約システムを導入してくださいというご要望はございませんでした。新斎場になる際に、前回の一般質問でご回答したとおり、ご検討はしたところでございますが、費用対効果、利用の運用上、まだ予約システムは必要ないというところで現状来ているところでございます。

以上でございます。

○議長（池田かつ子議員） これで岩田眞一君の一般質問を終わりにします。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（池田かつ子議員） これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって、令和5年第1回広域静苑組合議会定例会を閉会いたします。

（午前10時47分）